

令和6年度 第1回青木公民館運営審議会

日 時 令和6年7月24日（水）午後2時
場 所 青木公民館 講座室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員委嘱書の交付について
- 3 正副会長の選出について
- 4 議 事
 - (1) 令和5年度 青木公民館事業報告について
 - (2) 令和6年度 青木公民館事業計画について
 - (3) その他
- 5 閉 会

令和5年度 青木公民館事業報告(貸館除く)

No.	公民館	市	事務局	対象区分	事業名	内 容	実施時期	回数	総時間	出席者数 (延)
1	○		○	小学生	子ども卓球教室 (青少年育成協議会共催事業)	卓球の基本とルールを学びながら、新たな友情を育むことができた。	令和5年4月8日～ 令和6年3月9日	18	36	243
2	○		○	小学生	子ども折り紙教室 (青少年育成協議会共催事業)	折り方の難しい作品も、保護者や友達と協力して完成させる喜びを感じることができた。	令和5年6月3日～ 令和5年8月8日	4	8	54
3	○		○	小学生	夏のお楽しみ施設見学会 (青少年育成協議会主催事業)	青木地区在住の小学生を対象に日本科学未来館・水の科学館を見学するとともに、地区内の小学生どうしの交流と友情を育むことができた。	令和5年7月9日	1	8	119
4	○		○	小学生	子ども箸づくり教室 (青少年育成協議会共催事業)	自分の箸を作るだけでなく、箸を使ったゲームをしたり、箸の持ち方や文化等を学ぶことができた。	令和5年8月3日	1	2	22
5	○			一般	市民大学 (エンジョイ！スマホ講座)	写真や動画の撮影方法や電子書籍等を楽しみながら学ぶことができた。	令和5年11月17日～ 令和5年12月8日	4	8	73
6	○		○	小学生	子どもお菓子づくり教室 (青少年育成協議会共催事業)	友達と一緒に楽しく、お菓子作りを体験した。	令和5年12月2日	1	3	13
7	○			一般	人権問題専門講座 (遺言について)	初めて遺言について学ぶ方にも、分かりやすい講義であった。	令和5年12月15日	1	2	13
8	○			一般	みそ作り教室	大豆からみそ作りを学ぶことができた。	令和6年2月3日	1	4	12
9	○			一般	人権問題理解講座	職場や地域の外国人との関わりを通して、互いに理解を深める啓発DVDを鑑賞し、共生について学んだ。	令和6年2月22日	1	1	21
10	○			社会教育 関係団体	クラブリーダー研修会	公民館利用団体の代表者を対象に、公民館の利用に関する研修を行った。	令和6年2月22日	1	1	21
11		○		3歳までの子供と保護者	おやこの遊びひろば (子育て支援事業)	遊びを通じて子育てを考える場所、情報交換できる場所の提供(子育て支援課)	令和5年4月～ 令和6年3月	95	380	3,571
12			○	一般	献血推進事業	青木地区の献血会を実施した。	令和5年8月22日 令和6年3月13日	2	2	8
13			○	一般	青木公民館祭り(文化祭)	各クラブの作品展示・発表・紹介など、学習の成果を発表し、地域の交流を図った。	令和5年11月4日 令和5年11月5日	2	11	950

令和 6 年度 青木公民館事業計画（貸館は除く）

No.	公民館	市	事務局	対象区分	事業名	内 容	実施時期	回数
1	○		○	小学生	子ども卓球教室 （青少年育成協議会共催事業）	子どもたちが安心して活動できる場所の提供、卓球技術の向上と新たな友情を育む。	令和6年4月～ 令和7年3月	17
2	○			一般	市民大学(家紋の歴史について)	家紋の基礎知識や歴史、戦国武将などの家紋などについて学ぶ。	令和6年7月5日～ 令和6年7月26日	4
3	○		○	小学生	夏のお楽しみ施設見学会 （青少年育成協議会主催事業）	青木地区在住の小学生4～6年生を対象に実施し、交流を図り友情を育む。	令和6年7月7日	1
4	○		○	小学生	子ども箸づくり教室 （青少年育成協議会共催事業）	子どもたちが安心して活動できる場所の提供、箸づくりを習う。	令和6年7月23日	1
5	○		○	小学生	子ども折り紙教室 （青少年育成協議会共催事業）	子どもたちが安心して活動できる場所の提供、季節の折り紙を習う。	令和6年7月30日 令和6年8月20日	2
6	○		○	小学生	親子クリスマスリースづくり教室 （青少年育成協議会共催事業）	親子で協力しながら楽しく作り、親子の絆を深める。	令和6年11月9日	1
7	○		○	小学生	子ども料理教室 （青少年育成協議会共催事業）	子どもたちが楽しみながら、料理や食について学ぶ。	令和6年12月7日	1
8	○			一般	キムチ作り教室	キムチづくりを通して食の文化を学ぶ。	令和7年1月	1
9	○			一般	みそ作り教室	手作りみその調理法を学び、健康管理に役立てる。	令和7年2月	1
10	○			一般	人権問題理解講座	人権基礎知識を学び、差別解消のための啓発を推進する。	令和7年2月	1
11	○			社会教育 関係団体	クラブリーダー研修会	公民館利用団体・リーダーの育成を図る。	令和7年2月	1
12		○		3歳までの 子供と保護者	おやこの遊びひろば （子育て支援事業）	遊びを通じて子育てを考える場所、情報交換のできる場所の提供。（子育て支援課）	令和6年4月～ 令和7年3月	91
13			○	一般	献血推進事業	青木地区献血会・年1回開催	令和6年8月22日	1
14			○	一般	青木公民館祭り（文化祭）	各クラブの作品展示・発表・紹介、模擬店、式典等。	令和6年11月2日 令和6年11月3日	2

青 木 公 民 館 利 用 状 況 実 績

年 度	使用件数	時 間 帯 別 使 用 件 数						催 別		使 用 料 別 件 数			利用者数 (人) 館外含む
		9:00～	11:00～	13:00～	15:00～	17:00～	19:00～	主催	貸出	全 徴	半 徴	免 除	
R5	3,433	763	809	775	518	207	361	292	3,141	926	1,934	281	38,886
R4	3,426	815	823	754	500	189	345	295	3,131	904	1,851	376	37,684
R3	3,190	820	811	692	516	200	151	231	2,959	834	1,708	417	32,021
R2	2,473	620	601	521	379	145	207	78	2,395	606	1,384	483	23,572
R1	3,414	696	744	682	450	197	506	139	3,275	475	1,582	298	41,206

他の事業概要（参考）

（１） 会議の開催

① 公民館運営審議会	1 回
② 青木・前川ブロック館長会議	3 回
③ 地区青少年育成協議会	4 回
④ 地区献血会	2 回
⑤ 文化祭実行委員会	1 回
⑥ 公民館利用団体連絡協議会	6 回
合 計	1 7 回

（２） 公民館報の発行

① 名 称	「あおきだより」
② 年間発行数	1 5, 5 8 8 部
③ 毎月発行部数	1, 2 9 9 部
④ 配付先	青木地区 8 町会ほか
⑤ 配付方法	回覧方式
⑥ 紙面等	A 3 両面

（３） 他の事務

- ① 青木地区青少年育成協議会事務局
- ② 青木公民館利用団体連絡協議会に関する事
- ③ 青木地区献血会に関する事
- ④ 青木地区体育レクリエーション協会に関する事

◎献血推進事業（青木地区献血会）について

令和6年度 実施予定

- 1 実 施 日： 令和6年8月22日（木）
午前10時00分～11時00分
- 2 会 場： 青木公民館
- 3 献血会受付： 青木南町会・2名
及び当番町会
- 4 役員集合時間： 午前9時30分

◎青木公民館祭り（文化祭）について

令和6年度 開催予定

- 1 開 催 日： 令和6年11月2日（土）
午前10時00分～午後4時00分

令和6年11月3日（日）
午前10時00分～午後3時00分
- 2 会 場： 青木公民館
- 3 参加団体数： 32団体
- 4 内 容： 文化団体や体育レクリエーション団体による活動発表や
作品展示及びクラブ紹介

令和6年度 青木公民館運営審議会 委員名簿

任期 令和6年7月1日 ～ 令和8年6月30日

No.	氏 名	現 在 の 公 職	条例第3条該当名
1	齋藤 秀一	川口市立青木中学校長	学校教育関係者
2	吉見 範子	川口市立青木北小学校長	学校教育関係者
3	長堀 光洋	中青木2丁目町会長	社会教育関係者
4	岩澤 幸雄	青木町4丁目町会長	社会教育関係者
5	飯田 重樹	青木町五丁目町会長	社会教育関係者
6	新保 隆志	西青木端戸町会長	社会教育関係者
7	小森 美津子	中青木2丁目町会婦人部副部長	社会教育関係者
8	森角 ユミ子	青木町4丁目町会婦人部部长	社会教育関係者
9	吉田 美智子	青木町五丁目町会婦人会会長	社会教育関係者
10	佐藤 喜美代	西青木端戸町会女性部部长	社会教育関係者
11	高橋 文雄	青木公民館友の会副会長	社会教育関係者
12	榑 まさみ	青木地区民生委員・児童委員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
13	芝崎 正太	川口市議会議員	知識経験者
14	本間 正明	青少年育成協議会役員	知識経験者

川口市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

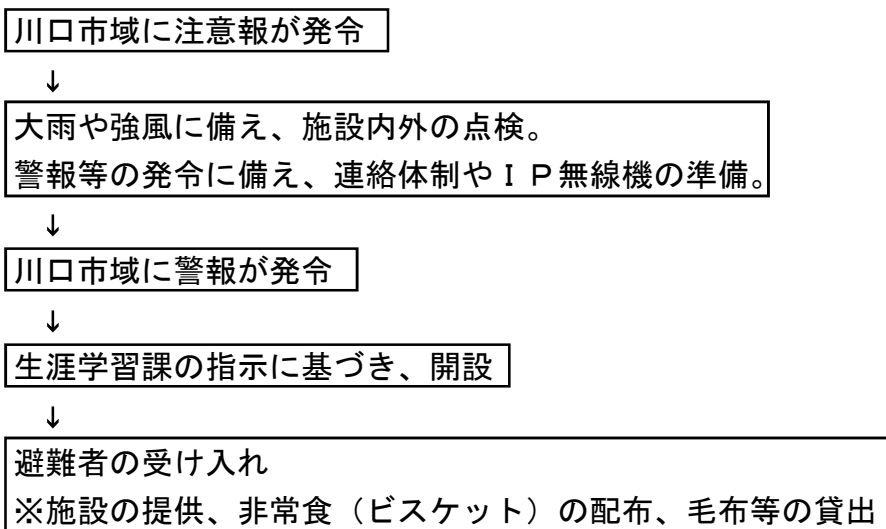
第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

社会教育施設の指定緊急避難場所について

【指定緊急避難場所とは】

- ①河川の氾濫や堤防の決壊等の発生、又は発生する恐れがある場合に開設される避難場所。
- ②集中豪雨や暴風等により、一時的に避難が必要になった場合に開設される避難場所。
- ③土砂災害警戒区域・特別区域において急傾斜地の崩壊等の恐れある場合に、一時的な避難先として開設される避難場所。

【指定緊急避難所開設・受入までのフロー】



【青木・前川ブロックの開設時の対応状況】

施設名	住所	洪水 (垂直避難)	集中豪雨等	土砂災害
青木公民館	中青木 3-18-7	×	○	×
青木東公民館	青木 2-11-33	×	○	×
上青木公民館	上青木西 2-14-14	3 階以上	○	×
前川公民館	本前川 1-4-1	2 階以上	○	×
前川南公民館	南前川 2-15-2	2 階以上	○	×
生涯学習プラザ	上青木西 1-2-25	×	○	×

※「洪水」：河川の氾濫や堤防の決壊等の発生、又は発生する恐れがある場合

「集中豪雨等」：集中豪雨や暴風等により、一時的に避難が必要になった場合

「土砂災害」：土砂災害警戒区域・特別区域において急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合